



預ける、利用する 子どもを預ける

● 子どもを預ける

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

お子様を日々預ける施設・事業所として、以下のような種類があります。

幼稚園	保育所
<p>幼児期の教育を行う学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象・・・3～5歳 ●利用時間・・・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や休業中の教育活動(預かり保育)などを実施 ●利用できる保護者・・・制限なし <p>(詳しくは、P15へ)</p>	<p>就労、病気、介護などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象・・・0～5歳 ●利用時間・・・夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者・・・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者 <p>(詳しくは、P14へ)</p>
<p>教育と保育を一体的に行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象・・・0～5歳 ●利用時間および利用できる保護者・・・幼稚園は幼稚園と同じ、保育部は保育所と同じ <p>保護者の離職など、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できる</p> <p>(詳しくは、P15へ)</p>	<p>少人数で、0～2歳の子どもを預かる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象・・・0～2歳 ●利用時間および利用できる保護者・・・保育所と同じ <p>(詳しくは、P14へ)</p>
認定こども園	地域型保育事業所



市町村の認定

これらの施設を利用するには、市町村から認定を受ける必要があります。
この認定は、希望する施設やお子様の年齢、保護者の就労状況などに応じて3つに区分されます。

市町村による3つの認定区分

- 1号認定・・・3歳以上で幼稚園、認定こども園(幼児教育)の利用を希望する場合
- 2号認定・・・3歳以上で保育所、認定こども園(保育)の利用を希望し、保育の必要な事由*に該当する場合
- 3号認定・・・3歳未満で保育所、認定こども園(保育)、小規模保育などの利用を希望し、保育の必要な事由*に該当する場合

*保育の必要な事由とは、就労、病気、介護などのため、保護者が家庭で保育できないと市町村が認めるものです。

保育料

これらの施設を利用する場合、保護者の所得状況や子どもの年齢に応じて市町村が設定する保育料を納めていただきます。

私立幼稚園

現在、県内にある私立幼稚園は、市町村の認定は不要で、保育料も幼稚園が定めています。(詳しくはP15へ)

利用手続き

利用手続きは、施設によって異なります。

施設によって異なる入園手続き

■ 幼稚園、認定こども園（幼児教育）の利用を希望する場合

1号認定



■ 保育所、認定こども園（保育）、小規模保育などの利用を希望する場合

2号認定

3号認定



※認定申請と利用申し込みは同時に行うこともできます。また、施設を通じて申請を行うこととしている市町村もあります。詳しくは市町村にお問い合わせください。（各市町村の窓口は、P26～44）

※私立幼稚園については、各園にお問い合わせください。（私立幼稚園の一覧は、P50）

多様な保育サービス

お問い合わせ | 各市町村 (P26～44)

これらの施設以外にも、以下のような多様な保育サービスがあります。

（お住まいの地域でこれらのサービスが利用できるかは、市町村 (P26～44) へお問い合わせください。）

一時預かり <small>（施設一覧 P53～54）</small>	パートタイムなどの就労形態や、保護者の病気、冠婚葬祭、学校行事への参加、ボランティア活動などの理由で一時的に保育ができない場合に、保育所や認定こども園などで一時的に保育を行います。
病児・病後児保育 <small>（施設一覧 P55～56）</small>	病気の子ども、あるいは病気の回復期にある子どもを、病院・保育所等に付設された専用スペースで保育や看護を行います。（詳しくは、P16を御覧ください。）
ファミリー・サポート・センター <small>（施設一覧 P57）</small>	子育ての助けをして欲しい人（依頼会員）と、助けをしたい人（提供会員）の相互援助活動の仲介をします。（詳しくは、P18を御覧ください。）
ショートステイ	保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭、事故、出張等で、数日間にわたって子どもの保育ができないとき、児童養護施設、乳児院等に、宿泊を含めて子どもを預けることができます。 利用日数：7日以内 利用料金：所得により1日あたり無料～6,000円程度
トワイライトステイ	保護者の残業などで帰宅が恒常的に夜間になる場合、午後6時頃から10時頃まで児童養護施設、乳児院等で子どもを預かり、夕食を提供します。 利用料金：所得により1日あたり無料～1,500円程度

*利用できるのは、実施している市町村に居住されている方に限られています。



預ける、利用する

保育所・地域型保育事業所

● 保育所

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育するための施設です。子どもの健全な心身の発達のため、家庭との緊密な連携の下、養護及び教育を一体的に行うことを目的としています。

① 利用できる年齢

0歳児から就学までの子どもです。0歳児は保育所により受け入れ態勢が異なります。

② 保育時間

1日8時間を原則としています。

③ 延長保育

保護者の要望に応じて、通常の保育時間の前後に、保育時間を延長している場合があります。この場合、保育料とは別に延長保育料がかかる場合がありますので、事前に保育所へご確認ください。

④ 休日保育

保育所によっては、日曜・祝日にも開園して保育を行います。平日は他の保育所に通園している児童でも休日のみ通園することも可能な場合がありますので、急な事情で休日保育が必要な場合等は休日保育を行っている保育所にお尋ねください。

⑤ 保育料の軽減

所得が一定額以下のひとり親家庭や在宅障がい者のいる家庭の場合は、保育料が減免されます。

また、兄弟姉妹で同時入所する場合や3番目以降の子どもが入所する場合、保育料が軽減(最大で無料)されます。

これに加えて、市町村によっては独自の保育料軽減を実施しているところもありますので、詳しくは各市町村にお尋ねください。

⑥ 広域入所

居住地以外の市町村からの入所を受け入れている保育所もあります。

▶ 施設一覧 P45~49



● 地域型保育事業所

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

保育所と同様に、保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育するための事業所であり、以下の種類があります。

基本的に、保育所より少人数(20人未満)で、0~2歳の子どもを預かります。

- 小規模保育……少人数(定員6~19人)を対象に、きめ細かい保育を行います。
- 事業所内保育…会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

なお、利用できる年齢(0~2歳)以外は、保育所の②~⑥と同じになります。

▶ 施設一覧 P52



預ける、利用する

幼稚園・認定こども園

● 幼稚園

お問い合わせ | 各幼稚園 (P50)

幼稚園は、満3歳以上の幼児に対して就学前教育を行うことを目的とする学校です。幼児が遊びの中で主体性を発揮し生きる力を培い、家庭では体験できない新たな環境と出会うことを通じて、幼児の自立に向けた基礎を育成することを目的にしています。

① 入園できる年齢

満3歳となって初めて迎える4月から入園できます。
満3歳の誕生日を迎えた時点で、4月を待たずに入園できる幼稚園もあります。
また、子育て支援として、4月現在で満2歳を迎えている園児の受け入れを行っている幼稚園もあります。

② 入園の手続き

入園の手続きについては、各幼稚園にお尋ねください。
入園時期は4月ですが、年度の途中でも入園することが出来る場合もあります。

③ 保育時間

1日の保育時間は、4時間を標準としています。ただし、幼稚園の教育方針などによって保育時間が異なる場合があります。また、県内のほとんどの幼稚園で、保育時間終了後の夕方までの預かり保育を行っています。幼稚園によっては夏休みや冬休みなどの長期休暇中の預かり保育を実施している園もあります。(P50参照)

④ 保育料

鳥取県内の私立幼稚園の保育料月額は18,000円～32,000円です。その他、施設整備費、給食費等が必要になる場合があります。詳しくは各幼稚園にお尋ねください。

⑤ 保育料の軽減

世帯の所得状況に応じて保育料を軽減する幼稚園就園奨励費制度があります。
また、兄弟姉妹で同時入園する場合の2人目以降の保育料軽減や世帯の3人目以降の子どもに対する保育料無償化の制度があります。個人や園によって軽減内容が異なりますので、詳しくは各幼稚園にお尋ねください。

▶ 県内の幼稚園の一覧 P50

● 認定こども園

お問い合わせ | 各認定こども園 (P51)

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

① 入園できる年齢

0歳児から就学までの子どもです。0歳児は認定こども園により受入体制が異なります。0歳から3歳未満の子どもの入園は、「子どもの保育ができない」※ことが条件となります。

※保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないこと

② 入園の手続き

入園の手続きについては、各市町村へお問い合わせください。
年度途中での入園の場合、市町村へ早めにご相談ください。

(私立認定こども園における満3歳以上の子ども(「子どもの保育ができない」場合を除く)の入園については、施設へお問い合わせください。)

③ 保育時間

■「子どもの保育ができない」場合・・・1日8時間を原則としています。
■上記以外の場合・・・1日の保育時間は、4時間を標準としています。ただし、認定こども園の教育方針などによって保育時間が異なる場合があります。また、県内のほとんどの認定こども園で、保育時間終了後の夕方までの預かり保育を行っています。認定こども園によっては夏休みや冬休みなどの長期休暇中の預かり保育を実施している園もあります。

④ 保育料の軽減

基本的に保育所⑤と同じになります。

▶ 県内の認定こども園の一覧 P51

子どもが病気になったときの頼れる味方

病児・病後児保育



病児・病後児保育とは…

子どもが感染症などの病気にかかり、保育園に行くことができず、保護者の方が仕事などで休めない時に、子どもに無理をさせることなく、保護者に代わって保育士・看護師などが子どもの状態に合わせた保育・看護を行うことをいいます。

病児・病後児保育は、以下のタイプに分かれます。

★ 施設型

①病児保育型

子どもが病気の「回復期に至らない場合」で、当面の症状の急変が認められない場合に、病院・診療所、保育所等に設けられた専用スペースで一時的に保育を行います。

※施設によっては、①病児保育型②病後児保育型の両方を行っている場合があります。



②病後児保育型

子どもが病気の「回復期」で、集団保育が困難な時に、病院・診療所、保育所等に設けられた専用スペースで一時的に保育を行います。

★ 非施設型（訪問型）

子どもが病気の「回復期に至らない場合」又は「回復期」で、集団保育が困難な時に看護師などが保護者の自宅へ訪問して、一時的に保育を行います。



いずれのタイプも、病気の子どもの安心して過ごせる環境を整えるために保育士・看護師が配置されています。また、医療機関との連携やほかの子どもへの感染に配慮されています。



お住まいの地域がどのような病児・病後児保育を実施しているかは、P55～56の施設一覧を御覧ください。

また、利用手続き等についてお住まいの市町村の保育担当課にお問い合わせください。(P26～44)

代理のきかない仕事、頼れる親戚等がない場合は、病児・病後児保育を利用できるように、事前にお住まいの地域の施設や利用手続きを確認しておく、いざという時に安心です。





預ける、利用する

親子で交流

●子育てサークル

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

クリスマス会や七夕などの季節の行事、おやつづくりやフリーマーケット等、お母さん自身が楽しんでできるものを中心に各サークルが活動しています。お父さん、おばあちゃんも参加され、大先輩のアドバイス、エピソードなどを聞きながら、幅広く楽しく交流しているサークルもあります。

また、児童館などを中心に活動している母親クラブなどの地域活動組織もあります。

利用者の声

「親同士だけでなく、おばあちゃん達とも気軽に育児や家庭の話ができ、アドバイスを受けやすい。」

「親子共にストレスを発散させながら、充実した時間を過ごしています。」

「お金を使わずに遊べるのがいいですね。」

「サークルの枠を超え、仲良く交流できる友人が親子共にできました。」



●地域子育て支援センター

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

子育て中の親子同士が気軽に立ち寄り、うちとけた雰囲気の中で、交流しあえる場を提供します。詳しくは次ページをご覧ください。

●放課後児童クラブ・放課後子ども教室

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

放課後児童クラブ

放課後児童クラブ(学童保育)は、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の子どもに、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。

放課後子ども教室

放課後子ども教室は、主に小学校区を単位に、学校の余裕教室や公民館などを活用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動などの取組みを行います。

●児童館

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)

児童館(児童センターを含む)は、屋内型の児童厚生施設(他に屋外型の児童遊園あり)であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。

児童館では、子どもたちに遊びの場を提供したり、親子と一緒に楽しめる様々なイベントや季節の行事を企画するなど、年間を通してそれぞれ特色のある事業を展開しています。



地域の子育て助け合いをサポート ファミリー・サポート・センター

会員相互で子育て応援

子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、手助けをしたい人(提供会員)のネットワークを作り、地域の中で子育てについて助け合う組織です。

決められた利用料(1時間500~800円)で、保育所へのお迎えや一時的な預かりなどの利用ができます。

ファミリー・サポート・センターを利用するには？

まず、ファミリー・サポート・センターに会員登録していることが前提です。

- ① ファミリー・サポート・センターに電話します。
- ② アドバイザーが、登録している提供会員の中から預かってくれる人を紹介します。
- ③ 提供会員と依頼会員同士が、時間や場所など事前打ち合わせをして、子どもを預けます。
- ④ 依頼会員は、規定の報酬と実費を提供会員に支払います。



こんなサービスがあります

- ・急な残業の場合に子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用などの場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

提供会員・依頼会員

募集中!!

お問い合わせ

各市町村(P26~44)または各センターへ

県内のファミリー・サポート・センターの一覧はP57をご覧ください。

ファミリー・サポート・センターの仕組み



子育て親子同士の交流をサポート 地域子育て支援センター

親子で楽しめる場を提供

子育て中の親子同士が気軽に立ち寄り、うちとけた雰囲気の中で、交流し合える場を提供します。県内には50施設あり、全市町村に設置されています。

※特別な催し以外は、原則無料・予約不要です。



地域子育て支援センターに遊びに行ってみませんか！

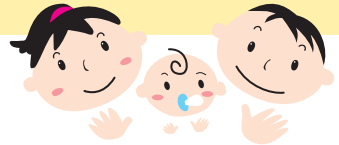
親子が気軽に立ち寄り、楽しく交流できるのが「地域子育て支援センター」。子どもたちも自由に遊べし、お母さんも他のお母さんとおしゃべりしてストレス解消！もちろん、お父さんやおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎！子育てに心配なことがあったら、支援センターの職員にいつでも相談できます。

また、時には楽しい行事も企画されており、利用の仕方はいろいろ。特別な行事以外は予約不要、無料で、子育てしている方なら誰でも利用できます。

あなたのまちの地域子育て支援センターに行ってみませんか！

どんなことをしているの？

- ・親子の居場所を提供し、親子同士の交流もできます。
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。
- ・育児不安等子育てに関する相談に対してアドバイスします。
- ・地域の子育て関連情報を提供します。
- ・他の施設に出向いて親子交流や子育てサークルへの援助を行います。



お問い合わせ

各市町村 (P26~44) または各センターへ

県内の地域子育て支援センターの一覧はP58~59をご覧ください。